

「恋旅～True Tours Nanto～」キャラクター及びロゴの使用に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、別記「恋旅～True Tours Nanto～」キャラクター及びロゴ（以下キャラクター等）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、南砺市内在住の個人又は南砺市内に本社又は主たる事業所を有する事業者及び団体に限る。

(使用申請)

第3条 申請者（次の各号に掲げるものを除く。）は、キャラクター等無償使用承認申請書を事務手続きを代行する「一般社団法人南砺市観光協会（以下、観光協会）」に提出しなければならない。

- (1) 南砺市
- (2) 報道機関等（報道等の目的に使用する場合に限る）
- (3) 恋旅 Nanto プロジェクト
- (4) 前号に掲げるもののほか、観光協会が特に認める者

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 申請者の概要がわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、観光協会が必要であると認める書類等

(使用承認等)

第4条 観光協会は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、キャラクター等使用（変更）承認通知書により申請者に通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等使用（変更）不承認通知書により申請者に通知する。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用する場合
- (3) 「恋旅～True Tours Nanto～」のイメージを損なうおそれがある場合
- (4) 南砺市、及び観光協会の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (5) その他、観光協会、恋旅 Nanto プロジェクトが定める要件に該当しない場合

2 前項の規定によりキャラクター等の使用承認を受けた者（以下、使用者）は、キャラクター等が無償で使用することができる。但し、商品化を目的とする場合はこの限りではない。

3 商品化を目的とする場合の手続き及び使用料等は、別に定める。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、承認に際し次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 申請書にて許諾された使用内容のみに利用すること
- (2) 別紙、使用説明書通りに利用すること、但し形状などの理由で遵守が困難な場合は要相談
- (3) 使用に係る物件の完成品を提出すること、但し提出が困難な場合は要相談（写真の提出等）
- (4) 使用に関わる完成品については著作権表示と番号必ず記載すること

通常表記：◎KOITABI～True Tours Nanto #000 短縮表記：◎KTTN #000

(5) 前項に掲げるもののほか、観光協会、恋旅 Nanto プロジェクトが必要であると認める条件

(変更・追加の申請等)

第6条 使用者が使用許諾の内容について変更・追加をしようとする場合は、速やかに使用変更・追加承認申請書を観光協会へ提出し、承認を受けなければならない。

2 承認基準は前条第3条に準ずる、変更の可否審査後、変更承認通知書又は不承認通知書を使用者に通知する。

(承認の取り消し)

第7条 次のいずれかに該当する場合は使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者が第4条の使用許諾に付した条件に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合

2 観光協会は前項の規定による使用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 観光協会は、使用者にキャラクター等の利用状況等について調査、報告させることができるものとする。

(情報の公開・告知)

第8条 観光協会はキャラクター等の使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

2 使用者の利用方法や使用状況など観光協会が利用促進やイメージ向上につながると認められる情報については相互に協力し周知・告知活動を行うものとする。

(損失補償等やその他責任)

第9条 観光協会は、キャラクター等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した、物品等により第三者に不利益や損害等を与えた場合は、これに対し全責任を負い、真摯に対応、処理しなければならない。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して過失の有無を問わず観光協会に損害を与えた場合は、発生した損害を観光協会に賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は観光協会が別に定める。

附 則

この規定は、平成25年6月13日から実施する。